

国立大学法人大分大学資金運用管理細則

令和4年2月1日制定

令和4年細則第1号

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学資金管理規程（平成16年規程第51号。以下「規程」という。）第14条の規定により、国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）の資金を安全かつ効率的に運用するための手続等について定めることにより、法人の中長期的な財政基盤の強化を図るとともに、将来の教育研究の発展に資することを目的とする。

(運用の目標)

第2条 法人は、その資金について、将来にわたって法人の財政の健全性を維持するに足る収益性を確保することを運用目標とする。

(運用の範囲)

第3条 運用の範囲は、次の各号に掲げる余裕金とする。

- (1) 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「準用通則法」という。）第47条の規定に基づいて運用する業務上の余裕金（以下「一般余裕金」という。）
- (2) 法第34条の3第1項に規定する認定を受けて運用する業務上の余裕金（以下「特定余裕金」という。）

(運用の対象)

第4条 一般余裕金の運用の対象は、準用通則法第47条各号に掲げるものとする。

2 特定余裕金の運用の対象は、準用通則法第47条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 決済用（為替差益を得る目的ではなく、かつ、海外金利を得る目的ではないもの）の外貨建て預金
- (2) 資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）に規定する特定社債券。ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第66条の27の規定により内閣総理大臣の登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）のうち、少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。
- (3) 金融商品取引法第2条第1項第5号に規定する社債券のうち、無担保の社債券であり、かつ、株式や為替等のデリバティブ付債券ではないもの。ただし、当該有価証券の長期債格付又は当該有価証券の発行体格付が、信用格付業者のうち、少なくとも1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、いずれの信用格付業者においても「BB」相当以下の格付がないものに限る。

- (4) 金融商品取引法第2条第1項第15号に規定する法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの。ただし、当該有価証券の短期価格付又は当該有価証券の発行体格付が、いずれの信用格付業者においても a - 3 相当以下の格付がないものに限る。

(特定余裕金の運用方法)

第5条 特定余裕金の運用に当たっては、流動性を十分確保するとともに、国債証券、地方債証券及び特別の法律により法人の発行する債券（前条第2項第2号に掲げるものを除く。以下同じ。）以外の債券を取得する場合における同一の発行体が発行した債券への投資額は、特定余裕金の総額の20パーセントを超えないものとする。

(運用対象の決定)

第6条 第4条に掲げる運用対象の選定に当たっては、金融機関から提出された提案書の検討又は金融機関への市場調査を行い、安全性及び流動性を考慮の上、原則として、運用期間利率又は最終利回りが最も高いものに決定する。

(運用期間と満期保有)

第7条 債券、定期性預金又は金銭信託にあつては原則として20年以内の期間で、貯金又は決済用の外貨建て預金にあつては業務上必要な期間で運用するものとする。

2 満期設定のある金融商品は、原則として当該商品を満期到来日又は償還期限まで保有するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、運用中の預貯金の途中解約又は債券等の売却を行うことができるものとする。

(1) 資金の安全性及び流動性を確保するために必要な場合

(2) 安全性を確保しつつ、収益性を確実に向上させるため商品の預替及び入替売買を行う場合

(取引金融機関の基準等)

第8条 取引金融機関は、自己資本比率が国際基準適用金融機関にあつては8%、国内基準適用金融機関にあつては4%以上の金融機関とする。

2 期間1年以内の資金運用の与信先となる金融機関は、長期発行体格付が信用格付業者のうち1社以上において「BBB」相当以上の格付を取得しており、信用格付業者のうち1社以上において「BB」相当以下の格付けがない金融機関とする。

3 期間1年を超える資金運用の与信先となる金融機関は、長期発行体格付が信用格付業者のうち1社以上において「A」相当以上の格付を取得しており、信用格付業者のうち1社以上において「BB」相当以下の格付けがない金融機関とする。

4 学長は、取引金融機関が前三項に規定する基準を満たさなくなった場合は、速やかに役員会に報告するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(保有資金管理台帳)

第9条 定期預・貯金及び有価証券の委託並びに満期償還若しくは定期預・貯金の解約又は有価証券の売却を行うときは、保有資金管理台帳（別記様式）に確定事項を速やかに記載する。

（有価証券の保管）

第10条 有価証券は、取引金融機関への委託その他安全かつ確実な方法により保管しなければならない。

（特定余裕金の取得債券等格下げ時の対応）

第11条 学長は、特定余裕金の運用に当たり、国債証券、地方債証券及び特別の法律により法人の発行する債券以外の債券が、取得後にいずれの信用格付業者による格付も「A」未満となった場合は、発行体の信用リスク等に十分留意した上で、速やかに役員会に報告するとともに、必要に応じて売却等の措置を講ずる。

2 前項に規定する場合において、保有を継続するときは、同一の発行体が発行した債券の投資額は、特定余裕金の総額の5パーセントを超えないものとする。

（特定余裕金の運用構成割合）

第12条 特定余裕金を国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び一般担保付きの社債券以外の債券にて運用を行う場合の投資額は、特定余裕金の総額の50パーセント以下とする。

（特定余裕金の運用管理体制）

第13条 学長は、特定余裕金の運用管理全般について、国立大学法人大分大学資金運用委員会（以下「資金運用委員会」という。）に諮るものとする。

2 学長は、資金運用委員会に、この細則に基づいた特定余裕金の運用計画の原案について審議させるものとする。

3 学長は、特定余裕金の運用計画について、経営協議会の議の後、役員会の議を経て決定する。

4 学長が指名する理事及び運用を担当する職員は、特定余裕金の運用計画に基づき、資金の運用を行う。

（特定余裕金の運用の評価及び報告）

第14条 学長は、半期ごとに特定余裕金の運用の評価をしなければならない。

2 前項の評価については、中長期の観点に立脚し、運用実績等の数値による定量評価と組織、情報及び運用内容の質等の定性評価を組み合わせ、総合的に行うものとする。

3 学長が指名する理事及び運用を担当する職員は、半期ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運用報告書を作成し、学長に報告しなければならない。

（1） 報告期間末時点における個別金融商品の一覧表

（2） 特定余裕金の運用構成比率

（3） 各金融商品別の運用の実績

（4） リスク状況（取引金融機関、社債券、約束手形等の格付等）

4 学長は、年度当初に前年度の特定余裕金の運用実績を、経営協議会及び役員会に報告するものとする。

(特定余裕金の運用実績等の情報公開)

第15条 学長は、特定余裕金の運用に当たり、半期ごとに運用実績及び資金運用委員会の開催状況(特定余裕金の運用管理を審議したものに限る。)を法人のホームページ等により公開しなければならない。

(特定余裕金の監査)

第16条 学長は、前年度の特定余裕金の運用実績について、会計監査人及び監事の監査を受けなければならない。

(倫理規程)

第17条 学長が指名する理事及び運用を担当する職員が遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、国立大学法人大分大学職員倫理規程(平成16年規程第19号)の定めるところによる。

(見直し)

第18条 この細則の見直しを行う場合は、資金運用委員会の承認を受けなければならない。

(雑則)

第19条 この細則に定めるもののほか、法人の資金運用管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学資金管理細則(平成16年細則第35号)は、廃止する。

別記様式（第9条関係）

保有資金管理台帳

商品の種別：預金

NO _____

運 用 商 品 の 名 称	利 回 り (%)	
	満 期 日	
	金 額 (円)	
預 託 先 金 融 機 関		
支 店 名		

取得発注日		受渡日（資金決算日）	
取得事由			

取得決裁

--

解約発注日		受取日（資金決済日）	
解約単価（円）		受取金額（円）	
利回り（%）		受取利息（円）	
解約事由			

解約決裁

--

保有資金管理台帳

商品の種別：有価証券（債券）

NO _____

運 用 商 品 の 名 称	利 率（％）	
	満 期 日	
	額 面（円）	
元 利 金 支 払 場 所		

取 得 発 注 日		受 渡 日（資 金 決 算 日）	
取 得 単 価（円）		取 得 金 額（円）	
取 得 利 回 り（％）		発 注 業 者	
取 得 事 由			

取得決裁

--

売 却 発 注 日		受 渡 日（資 金 決 済 日）	
売 却 単 価（円）		売 却 金 額（円）	
所 有 期 間 利 回 り（％）		発 注 業 者	
期 中 売 却 事 由			

期中売却決裁

--